

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定によって、次のとおり
特定非営利活動法人認証申請があった。

平成十九年八月二十七日

広島県知事 藤 田 雄 山

特定非営利活動法人の名称	功野 博己	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的	申請のあった年月日
特定非営利活動法人リライフ		広島県広島市中区西白島町一八番一七号	この法人は、中小零細企業及び個人等で、経済的、法律的、経営的な問題を抱えて苦慮している方達に対して、各界の専門家の協力を得て、現状の調査、情報提供、救済支援活動事業等を行うことにより、一度破綻した社会生活の再生支援を行い、以って困窮者の人権擁護を図り、経済活動の活性化と社会教育の推進に寄与することを目的とする。	平成一九年八月一六日